

深川市農業委員会総会議事録

(第 9 回)

令和2年12月25日

開会 15時00分

閉会 15時19分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	栗野良寛	○	
2	高橋淳一	○	
3	五十嵐剛	○	
4	爲井新市	○	
5	鈴木陽志	○	
6	金谷道宏	○	
7	宮武努	○	
8	荒井優	○	
9	安居博知	○	
10	松浦明美		○
11	山川功	○	
12	清水義博	○	
13	菊入等	○	
14	中川幸生	○	
15	大川広志	○	
16	山田正信	○	
17	板垣昭仁	○	
18	山崎和徹	○	
19	安村一稔	○	
20	大森毅英	○	
21	伊藤裕美	○	
22	青木実	○	
23	荒井政明	○	
24	廣田和也	○	
25	馬木逸男	○	
26	塩尻総徳	○	
27	清水正勝	○	

第9回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 開催日時 | 令和2年12月25日（金）15時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 栗野 良寛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 矢櫃局長・畑山主査・藤野主任・佐藤主任・河崎主任 |
| 5 書記 | 佐藤主任 |

矢櫃局長

開会宣言（15時00分）

只今から、令和2年度第9回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会につきまして、松浦委員から欠席の届出がございましたので、ご報告いたします。それでは、会長よりご挨拶を頂きまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

お忙しい中、お集まり頂きありがとうございます。早いもので今回が令和2年最後の総会となります。本年は、新型コロナウイルスの影響により、多くの会合などが延期や中止となりました。その影響は、年末になっても改善しておりませんし、未だ心配な状況が続いています。そのような中、農業委員会は、7月に任期満了に伴う改選がありまして、新しい体制となりました。コロナ禍の社会状況の中で、研修会等も満足に開催することもできておりませんので、新任委員や多くの方にご迷惑をかけているかと思いますが、事務局や委員の皆様のご協力により委員会の運営ができておりますので、感謝申し上げたいと思います。それでは総会に入りますので、よろしくご審議をお願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

11番 山川委員、12番 清水義博委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告の（1）農業行政報告ありませんので、（2）農業委員会業務報告を、局長より報告します。

矢櫃局長

それでは私から、11月30日の総会以降、本日の総会前までの主な業務について、配付済みの業務報告書を持ちまして報告に代えさせていただきます。

菊入会長

日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農民特別委員会開催結果報告について、清水義博特別委員長より報告願います。

清水義博委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長

説明が終わりましたが、質疑はありますか。

（「なし」という声あり）

菊入会長

それでは質疑なし、ということですので、農民特別委員会開催結果報告を承認します。次に、日程第4、報告に入ります。初めに、報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。

佐藤主任

農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は12件で、番号1番から3番が賃貸に係るあっせん申し出、番号4番以降が売買に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から11番が令和2年12月1日、番号12番が令和2年12月10日で

	<p>す。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 （「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第1号を承認します。 続いて、報告第2号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
河崎主任	<p>記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認の上、交付をしましたのでご報告いたします。今月は2件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由は地目変更の為です。番号1番は、農業委員会内規2－（1）－クの公簿地目が非農用地の土地について農用地としての願い出書の提出があった場合にに基づき、田として交付しております。番号2番は、農業委員会内規2－（1）－ウの農地の集団性に影響を与えないものである場合や将来的にも農地として使用することが困難であり、農地行政上も特に支障が無いと認められる極めて小面積（概ね100㎡）である場合にに基づき、雑種地として交付しております。 説明は以上です</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 （「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。 次に、日程第5、議案に入ります。 初めに、議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
佐藤主任	<p>記載の方々から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は4件で、番号1番は、貸主が売買するための解約です。番号2番は、貸主が貸付地を公社に売り渡す前提での解約です。番号3番と4番は、公社を挟んだ転貸であり、土地所有者が死亡したため今回解約するものです。合意解約日と土地の引き渡し時期については、番号1番と2番については令和2年12月1日、番号3番と4番は令和2年12月9日です。 解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。 （「なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第1号は原案のとおり決定します。 次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法 第16条第1項の規定による買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
藤野主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により所有権移転に係るあっせん申出があったもののうち、同法16条第1項による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いいたします。今月は1件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。本件につ</p>

	<p>きましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第2号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
佐藤主任	<p>農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、記載の方々に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、ご審議をお願いいたします。今月は58件で、番号1番から11番が売買の案件、12番から58番が賃貸の案件です。番号1番、2番は、貸付地及び残地を経営安定及び経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はいずれもL資金です。番号3番、7番は、貸付地をそのまま受け手に処分するもので、資金対応は番号3番はL資金、7番はJA資金です。番号4番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応はL資金です。番号5番は、出し手の残地を処分、番号6番は、出し手の経営合理化による処分、いずれも経営拡大を図る受け手に処分するものです。資金対応は、いずれも自己資金です。番号8番と10番は、高齢による経営縮小のため、番号9番は耕作不能のため、それぞれ経営拡大を図る受け手に処分するもので、資金対応は、番号8番と9番が自己資金、10番がL資金です。番号11番は、農地売買等支援事業の買い入れです。出し手理由といたしましては、高齢による経営移譲のためです。番号12番以降が賃貸の案件です。番号12番は、出し手が高齢による経営移譲のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号13番は、出し手が高齢による経営縮小のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は10年間です。番号14番は、出し手が労働力不足による経営縮小のため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号15番は、受け手が公社の農地売買等支援事業の一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間は5年間です。番号16番から58番は、すべて再設定の案件となっております。これら再設定の賃貸借期間等については、議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号、12番で五十嵐委員、14番で栗野委員、26番で廣田委員、38番で 荒井会長職務代理者、50番で山崎委員、の議事参与をそれぞれ制限します。それでは質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第3号は原案のとおり決定します。</p>

	<p>次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
畑山主査	<p>記載の方より農地法第4条の規定による農地転用の許可申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。 今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。 申請地は、農振農用区域内にありますが、用途区分変更手続き中です。 申請理由としては、農業用施設及び資材置場、通路を設置するもので、農地法第4条第6項ただし書きにより「農用区域内農地を農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する」場合に該当し、転用止むを得ないとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第5号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
畑山主査	<p>記載の法人より、農地所有適格法人定期報告書の提出がありましたので審議をお願いいたします。報告のありました法人数は9件で、法人名、所在地は記載のとおりです。これらの法人について、定期報告書及び添付書類について確認したところ、農地所有適格法人としての形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件・農作業従事要の全ての要件を満たしていると認められるものであります。説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、ここで番号7番で大川委員の議事参与を制限します。質疑はございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので、本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なし、ということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p> <p>以上で、議事は全て終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 15時19分)</p>